
ランドスケープ技術報告集投稿規程

(2022年12月10日決定)

本規程で記す「投稿者」は、著者のうち投稿から公開までの連絡に責任を持つ者とする。

1. 投稿資格

投稿時に、本学会個人会員または入会手続きを行っている者、もしくは本学会賛助会員団体の社員・職員である者が、著者に1名以上含まれれば投稿できるものとする。なお、投稿者は投稿する内容について必ず事前に関係者の同意を得ておくものとする。

2. 投稿区分

造園における調査、計画、設計、施工、施工管理、施工監理、運営管理、維持管理に関わる技術、造園建設に用いられる工法、資材に関わる技術を、本報告集の対象分野とし、以下の3区分で募集する。

- (1) 応用技術編：対象分野の技術に関する実務的な報告。
- (2) 基礎技術編：対象分野の技術に関する研究報告。
- (3) 技術論説編：対象分野の技術に対する評価や論考。

3. 投稿条件

投稿原稿は未発表のものに限る。ただし、他団体において受賞したものなど既発表の内容でも、更なる実践結果が加筆されるなど既発表原稿からの進展が認められるものについては投稿できるものとする。同一投稿者の投稿件数は、同一投稿募集期間中に3件を上限とする。

4. 投稿募集時期

募集は、年3回（2月、6月、10月）行う。

5. 使用する言語

投稿原稿の作成にあたって使用する言語については、日本語を原則とするが、留学生の会員等、日本語による投稿が困難な場合にのみ英語による執筆も認める。

6. 原稿の執筆

投稿時における頁数は、4頁を標準とし、2頁以上、上限は設けない。原稿の執筆は「ランドスケープ技術報告集 執筆要領」に従うものとする。

7. 原稿の公開

技術報告集委員会は投稿原稿の整理と審査を行い、原稿の採否を決定する。原稿について技術報告集委員会が以下の基準で審査を行う。①商業広告を目的としていないこと、②個人の誹謗中傷にあたらないこと、③社会倫理に反するものでないこと、④事実の捏造や錯誤がないこと、⑤客観性に欠ける報告や論説となっていないこと、⑥執筆要領を逸脱していないこと。

審査の結果、「採用」となった投稿原稿は、本学会ホームページにて公開するとともに、独立行政法人科学技術振興機構（JST）が運営する「科学技術情報発信・流通総合システム」（J-STAGE）で公開される電子ジャーナル『ランドスケープ技術報告集』へ受理日付順に掲載する。技術報告集委員会は投稿者の承諾を得て原稿の一部を変更するものとする。

審査の結果、問題があった場合は投稿者に修正を依頼する。また、ランドスケープ技術報告集の趣旨と異なる投稿の場合には、当学会オンライン論文集や作品選集など他の刊行物への投稿を依頼する場合がある。

公開後の原稿の差し替えには応じないものとする。ただし、審査基準に反する新たな事実が判明した場合には、原稿を削除することがある。

8. 掲載料

論文公開時に投稿者は投稿1件につき、標準4頁の場合に15,400円（税込）、その他の頁数の場合は下表の掲載料を負担するものとする。

ランドスケープ技術報告集 掲載料（円：税込）

2頁	3頁	4頁	5頁	6頁	7頁	8頁
9,900	12,650	15,400	18,150	20,900	23,650	26,400

8頁を超える場合は1頁あたり+2,750円（税込）。

※以上の費用について、採用通知書に記載された様式に従い、期日までに学会が指定する郵便口座に送金する。送金の際には筆頭著者名を明記すること。

9. 原稿の送付および送付先

- ①原稿の投稿は、(公社)日本造園学会ホームページ(<http://www.jila-zouen.org/>)内の「原稿募集：技術報告集」ページに掲示される投稿募集ページにあるリンク先のフォームにて行う。
- ②投稿者は、審査中から採否が確定するまで、校正または事故等に備え、原文ファイルを管理保存しておくこと。
- ③投稿原稿は執筆要領に示す形式に従い作成すること。書式見本を学会ホームページよりダウンロードして使用することもできる。

10. 異議申し立て

審査の結果が不採用となり、その理由に対して投稿者が明らかに不当と考える場合、その理由を明記した文書を作成し、不採用通知発送日より4週間以内にメールまたは郵送にて技術報告集委員会宛に異議申し立てをすることができる。なお、異議申し立ての回数は、投稿1件に対して1回に限る。

11. 投稿者による推敲

投稿者が自らの責任において投稿前に推敲することを前提とし、誤字脱字や文法上の問題について技術報告集委員会は指摘しない。原稿公開後の修正および内容の変更は一切認めない。

12. 著作権

本学会が刊行する「ランドスケープ技術報告集」に掲載された記事の著作権は著作者に帰属する。その著作権の運用については本学会が代行する。但し、著作者が自己の著作物を利用する場合は、この限りではない。

本規程は2023年1月1日から適用する。

本規程の一部（1. 投稿資格）を改定し2024年8月1日から適用する。